

新市立伊勢総合病院建設基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市立伊勢総合病院の将来の機能及び役割を踏まえた病院の建替え整備に係る新市立伊勢総合病院建設基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、新市立伊勢総合病院建設基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画の策定に関し、必要な検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 病院事業管理者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定が終了した日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを決める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市立伊勢総合病院事務部総務課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。